



鳥取県公報

平成17年10月14日(金)
第7729号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	北栄町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する 規約(770)(自治研修所)..... 1 北栄町の公平委員会の事務の受託(771)(市町村振興課)..... 2 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定(772)(中部総合事務所福祉保健局) ... 3 身体障害者福祉法による医師の指定(773)(障害福祉課)..... 3 県営土地改良事業の工事の完了(774)(耕地課)..... 3 保安林の指定の解除予定(775)(森林保全課)..... 4
公 告	土地収用法による審理の開始(管理課)..... 4 平成17年度鳥取県職員採用試験(資格免許職等)の実施(人事委員会事務局任用課)..... 4
調達公告	公募型指名競争入札の実施(3件)(管理課)..... 8 公募型プロポーザル方式による受注者の選定(病院局総務課)..... 14 一般競争入札の実施(警察本部会計課)..... 16

告 示

鳥取県告示第770号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により北栄町の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

北栄町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 北栄町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。以下同じ。)は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴き、北栄町長(以下「町長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。

2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

4 第2条第1項に規定する経費は、平成17年度においては、同年度に北条町及び大栄町が負担した経費に含むものとする。

5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成17年度においては、同年度に知事と北条町長及び大栄町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

鳥取県告示第771号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により北条町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

北条町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、北条町（以下「甲」という。）は、

同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

鳥取県告示第772号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月14日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 希望の家	倉吉市みどり町3576 - 1	知的障害者地域生活援助事業所グループホームみどり	倉吉市みどり町3200 - 9	地域生活援助	平成17年10月1日

鳥取県告示第773号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
小児科	H I V による免疫機能障害	西川 健一	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
小児科	小腸機能障害	清水 法男	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
内 科	呼吸器機能障害	龍河 敏行	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第774号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営土地改良総合整備事業弓浜地区農道整備	平成10年12月7日
県営土地改良総合整備事業弓浜地区暗渠排水	平成12年2月16日
県営土地改良総合整備事業弓浜地区農業用排水	平成15年1月31日

鳥取県告示第775号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町海士字高浜889の923、福部町湯山字高浜2164の860
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成17年10月14日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日
平成17年11月28日（月）午前10時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第2庁舎7階 第23会議室
- 3 件名
一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成18年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成17年10月14日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成17年度鳥取県職員採用試験（資格免許職等）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
総合化学	1名程度
獣医師	1名程度
保健師	3名程度
保育士	7名程度
理学療法士	1名程度
作業療法士	1名程度
言語聴覚士	1名程度
文化財主事（民俗）	1名程度
船舶乗組員（航海士）	1名程度

（注） 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

（1） 総合化学、獣医師及び保健師

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

（2） 保育士及び船舶乗組員（航海士）

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

（3） 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表（2）1級相当程度の職員の職

（4） 文化財主事（民俗）

教育委員会の事務部局等に勤務する教育職給料表（2）2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額後の額である。

- （1） 総合化学及び保健師 163,872円
- （2） 獣医師 182,592円
- （3） 保育士 142,560円
- （4） 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 158,880円
- （5） 文化財主事（民俗） 183,456円
- （6） 船舶乗組員（航海士） 133,248円

5 受験資格

受験資格がある者は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- （1） 年齢要件は、次のとおりであること。

- ア 総合化学 昭和45年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
 イ 獣医師及び船舶乗組員（航海士） 昭和30年4月2日以降に生まれた者
 ウ 文化財主事（民俗） 昭和40年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
 エ ア、イ及びウに掲げる職種以外のもの 昭和45年4月2日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	資 格
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定による保健師に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6の規定による保育士の資格を有する者又は平成18年3月31日までに取得する見込みの者であること。
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第3条の規定による作業療法士に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
言語聴覚士	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条の規定による言語聴覚士に係る免許を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。
船舶乗組員 （航海士）	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定による海技士（航海）に係る免許（同法第5条第1項第1号に規定する一級海技士（航海）から五級海技士（航海）までの資格に係るものに限る。）を受けた者又は平成18年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成18年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成17年11月20日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 総合化学、獣医師及び文化財主事（民俗）

論文試験、面接試験及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

作文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成17年12月21日(水)及び同月22日(木)

(3) 試験の場所

鳥取県庁第2庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年12月7日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年1月13日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(最終合格者の発表)の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

(3) 獣医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び船舶乗組員(航海士)の職種にあっては、5の(2)に定める免許を取得することができなければ、この試験に合格しても採用されない。

保育士の職種にあっては、児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けることができないければ、この試験に合格しても採用されない。

(4) 日本国籍を有しない者にあっては、5の(3)に定める期日までにこれに定める要件に該当しない場合には、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局及び八頭県民局並びに東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsiei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成17年10月17日（月）から同年11月7日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年11月7日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年10月17日（月）午前0時から同年11月2日（水）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

発 注 工 事	工 事 名	若鏑谷川通常砂防工事（排土工）
	工事場所	八頭郡智頭町大字市瀬
	工事の内容並びに構造及び規模	掘削工 有人掘削 V = 25,388立方メートル 無人掘削 V = 27,266立方メートル 残土処理工 土砂積込運搬 V = 78,000立方メートル
	工 期	着工日から平成18年3月15日まで
	発注工種	とび等一般
	予定価格	497,364,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
	発注機関	鳥取県八頭地方県土整備局

入 札 参 加 者 の 条 件	単独・共同企業 体の別	共同企業体（3者による共同施工方式）		
	構成員の区分	代表者	代表者以外	
	本店所在地	県内		
	建設業許可	とび・土工工事業に係る特定建設業の許可	とび・土工工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
	入札参加資格 (格付)	とび等一般（A級）		
	総合点数	1,100点以上		
	総合評定値(P)	-		
	同種工事実績	30,000立方メートル以上の土工工事（掘削工又は切土工に限る。）を伴う工事（平成8年度以降に工事が完成し、引渡しのできたものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
	設計業務の受託者	応用地質株式会社鳥取営業所	住所	鳥取市田島648
			電話	0857 - 23 - 9899
技 術 者 要 件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
	配置技術者の資格	主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。		
	施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有すること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
	現場代理人としての実績の認否	認める。		
	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士		
その他	各構成員の出資比率が20パーセント以上であること。			
提出場所及び様式の 交付場所	鳥取県県土整備部管理課建設業係	住所	鳥取市東町一丁目220	
		電話	0857 - 26 - 7454	
応募期間	平成17年10月14日（金）から同月21日（金）まで			

応募方法	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第6号まで。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	すべての応募書類	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要項目を入力し、送信の上、応募書類を持参すること。）	
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札	
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
	入札方式	電子入札	
	適用される制度	最低制限価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
支払条件		単年度	
工事関係図書の閲覧場所		鳥取県八頭地方県土整備局閲覧室	住所 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858 - 72 - 3853
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課建設業係	住所 鳥取市東町一丁目220
			電話 0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部治山砂防課砂防係	住所 鳥取市東町一丁目220
			電話 0857 - 26 - 7385
備考			

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	国道178号（東浜居組道路）高架橋上部工事（2工区）（補助改良）
	工事場所	岩美郡岩美町大字陸上
	工事の内容並びに構造及び規模	橋梁上部工（PC3径間連続箱桁橋） L = 207.5メートル
		片持ち箱桁製作工 一式
		片持ち架設工 一式
		支承工 一式
		落橋防止装置工 一式
橋梁付属物工 一式		
工期	着工日から平成19年9月30日まで	
発注工種	プレストレスト・コンクリート（PC）	
予定価格	720,167,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
発注機関	鳥取県県土整備部道路建設課	

入 札 参 加 者 の 条 件	単独・共同企業 体の別	単独		
	本店所在地	-		
	建設業許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
	入札参加資格 (格付)	プレストレスト・コンクリート (P C)		
	総合点数	-		
	総合評定値(P)	1,150点以上		
	同種工事実績	片持ち架設工法によるP C連続桁橋(道路橋に限る。)の上部工事(平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
	設計業務の受託者	株式会社近代設計	住所	東京都千代田区鍛冶町一丁目9-16
			電話	03-3255-8961
	技 術 者 要 件	配置技術者の専 任の要否	専任を要する。	
配置技術者の資格		主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。		
施工管理実績		同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
現場代理人とし ての実績の認否		認めない。		
特定技術者の資格		1級土木施工管理技士		
その他	-			
応 募 方 法	提出場所及び様式の 交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7347	
	応募期間	平成17年10月14日(金)から同月24日(月) 午後4時まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	-		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可(電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。)		
入 札 方 法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
	債務負担 各年度の支払額の上限は、次のとおりとする。			

支払条件		平成17年度 28,900,000円 平成18年度 462,200,000円 平成19年度 229,067,700円
工事関係図書の閲覧場所		鳥取県鳥取地方県土整備局閲覧室
		住所 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857 - 20 - 3593
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課
		住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路建設課
		住所 鳥取市東町一丁目220 電話 0857 - 26 - 7360
備 考		本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	国道313号（北条倉吉道路）下神高架橋上部工事（補助改良）	
	工事場所	東伯郡北栄町下神	
	工事の内容並びに構造及び規模	橋梁上部工（ポストテンション方式2径間連結桁橋） L = 53.9メートル 主桁製作工 N = 23本 主桁架設工 N = 23本 支承工 一式 床版横組工 一式 落橋防止装置工 一式 橋梁付属物工 一式	
	工期	着工日から平成18年3月15日まで	
	発注工種	プレストレスト・コンクリート（PC）	
	予定価格	258,168,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
	発注機関	鳥取県県土整備部道路建設課	
	単独・共同企業体の別	共同企業体（2者による共同施工方式）	
構成員の区分	代表者	代表者以外	
本店所在地	-	県内	
建設業許可	土木工事業に係る特定建設業の許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
入札参加資格	プレストレスト・コンクリート（PC）	プレストレスト・コンクリート（PC）	

入札参加者の条件	会社要件	(格付)		又は土木一般 (A級)
		総合点数	-	土木一般にあっては、1,230点以上
		総合評定値(P)	1,150点以上	-
		同種工事実績	P C連結桁橋上部工 (道路橋に限る。)の桁製作から架設までの工事 (平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。	-
	設計業務の受託者	サンイン技術コンサルタント株式会社	住所	米子市昭和町25 - 1
			電話	0859 - 32 - 3308
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。	専任を要する。
		配置技術者の資格	土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。	主任技術者にあっては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。
		施行管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。	-
		現場代理人としての実績の認否	認めない。	-
特定技術者の資格		1級土木施工管理技士		
その他	各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。			
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857 - 26 - 7347
	応募期間	平成17年10月14日 (金) から同月24日 (月) 午後4時まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第6号まで及び土木一式工事に係る総合評定値の通知書の写し。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	すべての応募書類		
	提出部数	1部		
入札	郵送等の可否	不可(電子入札システムにより必要事項を入力し、送信の上、応募書類を持参すること。)		
	発注方式	公募型指名競争入札		

札 方 法	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
支払条件		単年度		
工事関係図書の閲覧場所		鳥取県中部総合事務所閲覧室	住所	倉吉市東巖城町 2
			電話	0858 - 23 - 3243
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路建設課	住所	鳥取市東町一丁目220
			電話	0857 - 26 - 7360
備 考				

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年10月14日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 業務の内容

- (1) 業 務 名 鳥取県立中央病院検査室機器総合リース業務
- (2) 実施場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
- (3) 業務内容

本件業務は、鳥取県立中央病院で行う各種検査について、検査機器のリース及びその保守・点検・修理並びに検査に使用する試薬の調達を一体的に行うことにより経費の節減が可能となる検査体制を構築するものである。

- (4) 履行期間 契約の日から平成23年1月31日まで
- (5) 予 算 額 367,060千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年10月14日 (金) から同年11月24日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成7年7月17日出第157号) に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成17年10月14日 (金) から同年11月24日 (木) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成17年11月24日 (木) までに、平成16年鳥取県告示第998号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有していること。なお、当該入札参加区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の申請書類を同日午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、院内関係者、学識経験者等で組織する鳥取県立中央病院検査室機器総合リース構築企画提案書評価委員会 (以下「評価委員会」という。) において、次の事項等について行う。

- (1) 検査結果の信頼性等に対する考え方
- (2) 業務の効率化及び業務改善に対する考え方
- (3) 導入コスト等に関する経費節減に対する考え方

4 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書を評価委員会で評価し、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として鳥取県営病院事業管理者が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、総合得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度担当

電話 0857 - 26 - 2271 内線2212

電子メールアドレス chuoubyouin@pref.tottori.jp

(2) 仕様書等の交付

仕様書その他の資料等は、平成17年10月14日（金）から同月21日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月14日（金）から同月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期間及び時間

平成17年10月24日（月）から同年11月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

仕様書等に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

(4) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問項目を箇条書きにした質問書を作成し、電子メールを利用して(1)の場所に提出すること。

イ 受付期間

平成17年10月14日（金）から同年11月24日（木）までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 詳細は、仕様書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県内ネットワーク通信機器 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年1月1日から平成22年12月31日まで

(4) 納入期限

平成17年12月28日（水）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年10月14日（金）から同年11月16日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857 - 23 - 0110（内線2225）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年10月14日（金）から同月20日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年11月16日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日（火）午後4時までとする。

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年11月1日（火）午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

